

監視カメラとプライバシーの権利

中森 直之

(小山研究会 3年)

- I はじめに
- II プライバシーの概念について
 - 1 アメリカにおける議論
 - 2 ドイツにおける議論
 - 3 日本における議論
- III 監視カメラに対する法的規制
 - 1 情報の取得について
 - 2 情報の管理・利用について
- IV おわりに

I はじめに

従来判例は警察によるプライバシー侵害の恐れのある捜査活動に対して厳格な態度をとってきていなかったように思われる。しかし、高度情報化社会を迎える現代において、プライバシーをどう保護すべきか、という問題は根本的に問い直されなければならない状態にあるといえる。そのような中、2017年3月に下されたGPS捜査判決¹⁾は、警察の行うGPS捜査を「強制処分」に当たるとし、無令状で行われた当該捜査が違法であることを判示した。この判決以降、警察の行う捜査活動とプライバシーの関係が改めて議論が盛んに行われるようになっていく。

しかしながら、そもそもプライバシーという概念はあまりに多義的であり、同じプライバシーという文言においてもそれが意味する内容について学説と判例、

あるいは国ごとに深刻な対立が発生しているように思われる。

本稿では、まずアメリカとドイツにおいてプライバシーというものがどのように理解されてきたのかをそれぞれの判例を中心に概観し、それらの影響を受けて日本におけるプライバシーはどのように発展してきたのかを検討する。

そのうえで、監視カメラという警察による捜査活動を取り上げる。安全を求める市民の要望もあり、犯罪の予防などの目的で、現在多くの監視カメラが街頭に設置されている。しかし、それらの多くは法律の根拠なく設置されているのが現状である。かねてより、カメラによって監視されることが肖像権の侵害に当たるといったように問題視されてきたが、現代においては、プライバシーをめぐるさらなる問題点があるように思われるため、それらについて検討していきたい。

II プライバシーの概念について

監視カメラの是非に関する議論は基本的にプライバシーの権利との関係が問題になる。そこで、まずはプライバシーの権利というものがどのように議論されてきたのかについて学説及び判例を概観することとしたい。しかし、プライバシーの権利をどう捉えるか、については国ごとに大きく差異があるため、まずは対照的なプライバシー論が生まれたアメリカとドイツについての議論を比較しながら参照することとし、そのうえで日本におけるプライバシー論がそれらからどのような影響を受け発展してきたのかを検討することとしたい。

まずは、プライバシーの権利という概念が生まれたアメリカにおいての議論を最初に取り上げることとする。

1 アメリカにおける議論

(1) 修正4条に関する判例

プライバシーという法的概念は、1890年にアメリカにおいて過激化するイエロージャーナリズムに対するアンチテーゼとしてウォーレン (S.D. Warren) とブランドイス (C.D. Brandeis) によって発表された『The Right to Privacy』という論文がきっかけとなり登場した。

同論文において、プライバシーは「一人で放っておいてもらう権利 (Right to be let alone)」と定義され、主に不法行為法上の権利として判例において認められるようになっていった。

このようにまずは私法上の権利として認められたプライバシー権であったが、公権力による侵襲に対する憲法上の権利としても次第に存在感を見せるようになる。

憲法上、プライバシー権を考える際、古くから援用、議論されてきた条文として修正4条がある。同条は以下のように規定する。

不合理な搜索及び逮捕・押収に対してその身体、住居、書類及び所有物が保証されるという人民の権利は侵されてはならない。また令状は、宣誓または確約によって裏づけられた、相当な理由に基づいていて、かつ、搜索される場所及び押収される人または物を特定の記述していない限り、発せられてはならない²⁾。

このような「不合理な搜索」を禁じる修正4条をめぐって、連邦最高裁判所は無形の情報であるプライバシー権をどのように保護してきたのか。

1928年、禁酒法違反の捜査過程で行われた電話盗聴の合憲性を争った *Olmstead v. United States* 事件判決³⁾において、連邦最高裁は、修正4条はその文言通り有形財産に対する物理的侵入に適用されるものであって、聴覚によって行われ、被告人の住居やオフィスに対する物理的立ち入りを一切伴わない電話盗聴には適用されない、と判示し、いわゆる「不法侵入ドクトリン」を提示した⁴⁾。法廷意見は、無形の情報であるプライバシーに修正4条の保護は及ばない、としたものであったが、一方でブランダイス判事は、「修正4条は、一人にしておいてもらう権利—もともと包括的な権利であり、文明人によって最も高く評価される権利を保護するものであり、政府による個人のプライバシーへの不当な侵入は、どのような手段であれ、修正4条の侵害でなければならない⁵⁾」とする少数意見を述べた。

「不法侵入ドクトリン」は多くの批判にさらされつつも連邦最高裁によって維持され続けたが、およそ40年後、ブランダイス少数意見が法廷意見によって採用されることになる。

1967年、*Katz v. United States* 事件判決⁶⁾によって連邦最高裁は *Olmstead* 判決を変更し、修正4条がプライバシーを保護するものであることを認めた。本件は、連邦捜査局が公衆電話ボックスの上部に取り付けた盗聴装置によって令状なく被

疑者の会話を録音したことが修正4条の禁止する「不合理な搜索及び逮捕・押収」に当たるか、が問題とされたものであったが、法廷意見は、本件盗聴を「不合理な搜索及び逮捕・押収」に当たると判断したうえで、「不法侵入ドクトリンはいまや支配的なものとはみなされない」とし、「修正4条は、場所ではなく人を保護するものである」と述べ、「それが彼自身の家であろうとオフィスであろうと、人が自ら知って公にさらしたものは、修正4条の保護を受けない。しかし、公にアクセス可能な領域であろうとも、彼が私的なものとして維持しようとするものは、憲法上の保護を受けうる」とした。

これを受けて、ハーラン (J.M. Harlan) 判事は、修正4条の適用を受けるには、①当該人物がプライバシーの現実の(主観的な)期待を持っていること、②その期待が社会によって「合理的」であると認められるものであること、の2つの条件が必要である、とする同意意見を述べた。同意意見は、「プライバシーの合理的期待」論と名付けられ、その後定式化され⁷⁾、判例法理として位置付けられることになった。

このように、「不法侵入ドクトリン」を放棄し、無形の情報であるプライバシーを憲法上保護する途を切り開いたという点においてたしかにKatz判決は重要な判決であった。しかし、そこで提示された「プライバシーの合理的期待」論には問題が多く、当初から批判が寄せられていた。それらの問題点を明確に示すこととなったのが、1979年のSmith v. Maryland 事件判決⁸⁾であった。

本件では、警察による電話番号を自動的に記録するペン・レジスター装置を用いた無令状の電話番号記録行為が問題となった。法廷意見は、まず、「ペン・レジスターはコミュニケーションの内容を取得するものではなく、したがって、Katz判決で採用された盗聴装置とは大きく異なる」ことを指摘する。そのうえで、上告人がプライバシーに関して主観的および客観的に合理的期待を有しているか、について、電話加入者は、通話に際して電話番号を電話会社に伝達しなければならないこと、通話先の番号を記録する装置を電話会社が有していること、電話会社が使用された電話番号に関する情報を様々な営業目的から記録していることなどを承知しており、自分がダイヤルする電話番号に対しプライバシーの現実の(主観的)期待を抱いていると考えることはできない」ということおよび、「上告人は電話を利用する際、電話を利用する際、電話番号情報を自発的に電話会社に伝えており、電話会社が彼のかけた番号を警察に開示するリスクを引き受けている」ということを指摘し、客観的にも正当なプライバシーの期待を有しないと結

論付けた。

Smith 判決は、修正 4 条における連邦最高裁のプライバシーへの理解に関する 2 つの重要な特徴を示している⁹⁾。一つ目は、情報をその内容の重要性から峻別する、というものである。本判決では、取得された情報が電話番号という、通信の「内容」のような重要な情報ではないことを理由にプライバシーの合理的期待を否定している¹⁰⁾。そして二つ目は、情報の管理・取扱いに関する関心の低さである。人は自発的に第三者（本件では電話会社）に引き渡す情報についてはプライバシーの正当な期待を有しない、とした本判決はつまり、情報を受領した第三者がその情報をどのように利用・保存するか、開示・提供するかについて情報提供者のコントロールが及ばないということの意味していた。

このように Smith 判決は、プライバシーを狭く解釈し、秘匿性の高い内容を持つ情報のみが保護の対象となる、という考えを示している。

ソローヴ (D. Solove) は、連邦最高裁がこのようにプライバシーを狭く解釈する理由として、最高裁がプライバシーを「ある者の隠された世界に対する侵犯」として理解しているとする、「秘匿パラダイム」という概念を指摘する¹¹⁾。そしてそのような概念を前提にすると、プライバシーの侵害は秘匿されたデータが他者に明かされた場合に生じ、一度公開されたデータはもはやプライバシーではなくどのように利用されようとプライバシー侵害は起こりえないということになる¹²⁾。

このような状況について、アメリカの刑事訴訟法学者ウィリアム・J・スタンツ (William J. Stuntz) は「修正 4 条は、情報を発見する政府の試みを規制しているが、政府がすでに発見した情報をどのように扱うことができるかについては何も述べていない」¹³⁾と指摘している。

(2) 情報プライバシー権

修正 4 条をめぐる判例におけるプライバシー論は、プライバシーを狭く解する方向に向かったが、一方で学説において高度情報化社会を受けて、プライバシーを「情報プライバシー」として再構成する見解が有力に主張されるようになる。ウェスティン (A. Westin) は、プライバシーを「自己についての情報をいつ、どのように、どの程度他者に伝達するかを自分で決定するという個人、集団、機関の権利主張」¹⁴⁾と定義し、フリード (C. Fried) は「他者の心のうちに私たち自身

についての情報が不在であることを意味するのではなく、私たち自身についての情報に関して私たちが有しているコントロール」のことをプライバシーと定義している。

このように、プライバシーを「自己に関する情報のコントロール」と捉える理論は、多くの支持を得て、修正4条に関してのものではないものの、判例でも取り上げられることとなる。1977年の薬の不法な使用を防ぐために処方箋のコピーを定めたニューヨーク州法の合憲性が争われた *Whalen v. Roe* 事件判決¹⁵⁾ において、修正14条¹⁶⁾ によって保護される実体的デュープロセスをもとに「私的事柄を開示されないということに対する個人の利益」がプライバシーに含まれることを最高裁は認めた。同判決は、「情報プライバシー」について言及した画期的判決ではあるが、緩やかな審査のみで侵害がなかったと結論付けており、その後の判例においても、情報プライバシー権は推定されるにとどめられ、実際にその侵害を認めたケースは1つもない¹⁷⁾。

以上のように、アメリカにおいてプライバシー権は決して積極的に認められてはこなかった。

一方、ドイツにおけるプライバシー権論は、1983年に連邦憲法裁判所が下したいわゆる国勢調査判決¹⁸⁾ をきっかけに、全く別の方向に向かうことになる。以下、それを取り上げることとする。

2 ドイツにおける議論

(1) ドイツ国勢調査判決¹⁹⁾

国勢調査判決では、氏名や住所、職業、学歴、電話番号、家族構成などを対象とする包括的な調査を定めていた1983年の国勢調査法の合憲性が争われた²⁰⁾。そして、同判決は、ドイツ基本法の人間の尊厳の不可侵性を保障する基本法1条1項と結びついた人格の自由な発展の権利を保障する2条1項によって保障される一般的人格権のもとに、「現代のデータ処理の状況下においては、人格の自由な発展のためには、個人データの無制限の収集・貯蔵・利用・伝達から個人を保護することが前提になる。それゆえ、この保護は基本法1条1項と結びついた2条1項の基本権に含まれる。その限りで、この基本権は、個人データの開示・利用について、原則として自ら決定する権能を保障しているのである。」とし、一般的人格権の具体化として、情報自己決定権という新たな権利を導き出した。

そして、「情報自己決定権は、無制限に保障されているわけではない。……個

人は原則として優越する公共の利益の下で、情報自己決定権の制約を受忍しなければならない。」として情報自己決定権の一般的制約可能性を認めたとうえで、制約に対する正当化審査において要請される内容について以下のように述べる。

「これらの制限は……基本法2条1項に従い（憲法に適合する）法律上の根拠を必要とする。この法律上の根拠は、これらの制限の条件や範囲を明確かつ市民にとって認識可能なものとし、それによって法治国家的な規範明確性の要請に適合する。……さらに、立法者は、規制に際して比例性の原則を尊重しなければならない。この原則は、……基本権自体の本質から帰結として導かれる。……さらに、自動的データ処理の利用を通じた諸々の危険に対して、立法者は……組織的・手続法的措置を設定しなければならない。」

以上によると、情報自己決定権の制約の正当化事由として、「優越する公共の利益の保護」「法律の留保」「規範の明確性」「比例原則」「組織的・手続法的措置」が要求されている、ということが出来る²¹⁾。そして、公権力による情報処理という本件の特質から、これらの要請がいかなる範囲でどの程度妥当するのか、について以下のように述べる。

「情報自己決定権の射程にとって重要なのは、市民に申告を求めた情報の有益性および利用可能性である。これは、収集した情報が奉仕する目的に依存するほか、情報技術に固有の処理可能性と結合の可能性にも依存する。それだけを見れば些細なデータでも、新たな重要性を獲得する。その限りで、自動データ処理という条件の下で『些細』なデータは、もはや存在しない。したがって、あるデータの人格上の重要性を認定するためには、その利用の連関について知る必要がある。いかなる目的のためにデータ提出が要求され、いかなる結合可能性や利用可能性が存在するのかが明らかであって初めて、情報自己決定の制限がどこまで許されるのかという問いに答えることができる」²²⁾。

すなわち、情報自己決定権に対する制約を当該データ単体のみではなく、デー

タの利用・結合関係というデータ処理の文脈まで視野に入れて判断しなければならないとしており、それゆえ情報自己決定権の保障する範囲はほぼ無制約に広がることになる²³⁾。

そのことから、規範明確性の要請に関して情報の利用目的は法律に明確に規定されるだけでなく、その利用が法律に定められた目的の範囲外の利用を禁止する、目的拘束の原則が派生的に導かれる。なお、統計目的のデータ取得については、統計というものの本質上、具体的な目的拘束を要求することはできない²⁴⁾。その代りに、統計データが匿名化されること、情報の遮蔽措置という組織的・手続法的措置が要求されることになる。

以上で提示された要件等を踏まえて連邦憲法裁判所は、国勢調査法のいくつかの規定について違憲の判断を下した。以下、それらを見ていくこととする。

国勢調査法9条1項が国勢調査により収集された情報を住民登録簿と照合してその訂正のために利用することを認めており、国勢調査という統計目的と住民登録簿の訂正という行政執行目的を一度に達成しようとしていたが、当該規定は一致しえないものを結び付けており、目的達成のためには不適合である、として違憲とされた²⁵⁾。

次に、国勢調査法9条2項は、国勢調査により収集された個人情報を連邦および州の上級官庁に伝達することを認めていたが、情報伝達の目的が統計目的に限定されているのか、何らかの行政執行目的が予定されているのか判然としなかったため違憲とされた²⁶⁾。

そして、国勢調査法9条3項は地域計画、測量業務、市町村計画、環境保護の目的のために国勢調査により収集された個人情報を市町村に伝達することを認め、統計目的のためにも個人情報を市町村に伝達することを認めていた。しかし、前者について目的の具体性が欠け、規範明確性の原則に反するため、後者について遮蔽化規制がなされていないために当該規定を違憲であるとした²⁷⁾。

この判決以降も、情報自己決定権は基本法上の権利として一般的に受け入れられ、連邦憲法裁判所もその考え方を維持している。もはや学説および連邦憲法裁判所以外の裁判所の大多数においても情報自己決定権に根本的な疑問を投げかける動きは見られず、どのようにこの基本権を実現していくべきかという点に関心が移っている状態にあるといえる²⁸⁾。

このように、情報の利用のあり方とそれに対する個人のコントロールの可能性を問題にする情報自己決定権論は、アメリカにおける情報プライバシー権の議論と重なるものがあるといえよう²⁹⁾。しかし、アメリカにおいて実際に情報プライバシー権の侵害が認められたことがないということが示すように、両者の判例におけるプライバシーの理解が大きく異なったものになり、現在アメリカはドイツに比べ遅れをとっていると指摘される³⁰⁾。その理由について、アメリカのプライバシーが秘匿パラダイムのような私的領域への侵入からの自由と伝統的に考えられてきたのに対し、ドイツにおいては自己の公的イメージのコントロールであると考えられてきたことなどが指摘されている³¹⁾。

それでは、日本においては、これらの影響を受けたうえでプライバシーはどのように議論されてきたのであろうか。

3 日本における議論

(1) 伝統的なプライバシー権

我が国において、判例上はじめてプライバシーの権利に着目し、それを認めたものとされるのが、三島由紀夫によるモデル小説をめぐって争われた「宴のあと」事件第一審判決³²⁾である。

同判決は、プライバシー権を「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」と定義し、不法行為となるための要件として、①公開された内容が、私生活の事実または事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること（私事性）、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められるものであること（秘匿性）、③一般の人に未だ知られていない事柄であること（非公然性）の3要件を提示した。

このように、日本におけるプライバシーの議論もアメリカと同様不法行為法上の権利として、私事をみだりに公開されない「私生活秘匿権」として、登場することとなった。

(2) 自己情報コントロール権をめぐる学説

これに対して、1970年代に学説において、高度情報化社会の到来とアメリカにおける上記ウェスティン、フリードらの情報プライバシー権の議論の影響を受け、

プライバシーを自己情報コントロール権として理解すべきであるという説が提唱されるようになった。

そのような議論を牽引した佐藤幸治によると、プライバシー権は、「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利」³³⁾と定義されることになる。

さらに、プライバシーをその情報の質に着目し、「個人の道徳的自律の存在にかかわる情報」や、「人の精神過程とか内部的な身体状況等にかかわるコンフィデンシャルな性質の情報」³⁴⁾である「プライバシー固有情報」と、「個人の道徳的自律の存在に直接かかわらない外的事項に関する個別の情報」である「プライバシー外延情報」の2つに分け、前者に関しては、公権力がその人の意思に反して接触を強要し、これを取得し、あるいは利用ないし対外的に開示することが原則的に禁止される³⁵⁾こととなり、後者は正当な政府目的のために、正当な方法を通じて取得・保存・利用しても直ちにはプライバシーの侵害とはならないが、悪用され、または集積されるとき、個人の道徳的自律の存在に影響を及ぼすものとして、プライバシー侵害の問題が生じる³⁶⁾とした³⁷⁾。

このように自己に関する情報の収集・管理・利用・開示・提供のすべてについて、原則として本人の意思に反してはならない、とする佐藤幸治の自己情報コントロール権説は現在通説的地位を占めている³⁸⁾とされている。

しかしながら、同説に対しては、かねてより、その具体的な権利内容、成立要件、法律効果等がいずれも抽象的、不明確であるといった指摘や批判があった³⁹⁾。棟居快行は、プライバシーを、多様な社会関係のコンテクストに応じて多様な自己の役割イメージを使い分けることにより、他者とコミュニケーションを行い、他者との関係を結ぶための、多様な自己像のコントロールをする権利である、と主張する。同説は自分の情報をコントロールすることの意味という自己情報コントロール権の重要な機能の一つを明らかにするものであるといえる⁴⁰⁾。

山本龍彦は、佐藤幸治の提唱した自己情報コントロール権が、「プライバシーの権利は、人間にとって最も基本的な、愛、友情、および信頼の関係にとって不可欠の環境の充足という意味で、まさしく『幸福追求権』の一部を構成するにふさわしい」とされている点から、アメリカにおける情報プライバシーの議論を牽引した上述のフリードの、プライバシーを「尊重、愛、友情、信頼という最も基本的な目的および関係」にとって不可欠な条件であるとか、「もしそれがなけれ

ばほとんど人間ではありえないような関係—愛、友情、信頼の関係—にとってなくてはならない環境」などのように捉え、人間的な愛、友情、信頼の選択や形成に関心を向けた見解に依拠したものであることを指摘する。その結果、自己情報コントロール権は「愛、友情および信頼の関係」の形成を目的とするウェットなものになってしまい、いわゆるデータバンク社会の問題を捉えきることができなかった、と主張する⁴¹⁾。この批判は、一度取得された情報の「利用」をめぐる争う際に重大な問題として現れることになる。

それでは、以上のような学説におけるプライバシー権の展開を踏まえて、判例はどのようにプライバシーを捉えてきたのか。

(3) 判例の展開

公道におけるデモ行進参加者の写真撮影が問題となった1969年の京都府学連事件最高裁判決⁴²⁾は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を……撮影されない自由を有する」とし、「これを肖像権と称するかは別として、少なくとも、警察官が正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されない」と判示した（具体的な限界などについては後述）。なお、この判決によって、プライバシー権が憲法13条から導き出されることが明示された⁴³⁾。

弁護士会が弁護士法23条の2に基づいて、ある者の前科や犯罪経歴について区役所に照会し、区役所がそれに回答したことが問題となった1981年の京都市前科照会事件最高裁判決⁴⁴⁾では、「前科及び犯罪経歴……は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のあるものもこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が……前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもない。」と判示した。本件は、私事の「公開」ではなく弁護士会という特定者に対する個人情報の「開示」が問題とされたものであるが、前科をみだりに開示されないことを法律上の保護に値する利益としており、自己情報コントロール権という言葉は用いてないものの、自己情報コントロール権的発想がうかがえる⁴⁵⁾。なお、本判決は憲法13条およびプライバシーに言及しておらず、上記の利益も、あくまで国家賠償法上の「法律上の保護に値する利益」として認めている。それに対し、伊藤正巳裁判官は、「前科等は、個人のプライバシーのうちでも最も他人に知られたくないものの一つであり……

公開が許されるためには、裁判のために公開される場合であっても、その公開が公正な裁判の実現のために必須のものであり、他に代わるべき立証手段がないときなどのように、プライバシーに優越する利益が存在しなければならず、その場合でも必要最小限度の範囲に限って公開しうるととどまる」とする補足意見を述べ、プライバシー保護に明示的に言及している。また、前科等の情報の要保護性を強調している点も注目に値する。

その後、早稲田大学が江沢民中華人民共和国国家主席の講演会を主催する際、参加申し込みを行った学生から収集した学籍番号、氏名、住所及び電話番号といった個人情報を、警備を担当する警視庁に提出したことが問題となった2003年の早稲田大学江沢民事件最高裁判決⁴⁶⁾は、「本件個人情報は、早稲田大学が……講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたもので……学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。……しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、……プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」と判示した。本判決は上記京都市前科照会事件と同じように情報の「開示・提供」が問題とされた事案であり、また、学籍番号などのようなそれ自体は秘匿性が低いとされる（プライバシー外延情報に該当する）情報に関しても、「法的保護の対象となる」とした。このような点から自己情報コントロール権の発想が濃厚に出ている⁴⁷⁾と指摘される。

このように、自己情報コントロール権の発想に立ってプライバシー権の保護に積極的に見える判例がある一方で、その保護に消極的な判例も見受けられる。

当時の外国人登録法が我が国に在留する外国人に対して指紋押なつを強制する制度を定めていたことが問題となった1995年の指紋押なつ事件最高裁判決⁴⁸⁾では、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり」「指紋は、……利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある」としながら、「押なつ義務が3年に一度で、押なつ対象指紋も一指のみであり、……その強制も罰

則による間接強制にとどまるもので、精神的・肉体的に過度の苦痛を伴うものとまではいえず、方法としても、一般的に許容される限度を超えない相当なものであった」とし、指紋押なつ制度を合憲と判示した。

この判決において、指紋押なつ制度は情報の保存・利用のあり方によってプライバシー侵害の危険性が生じさせるものであることを示唆しつつも、違憲審査の重点を指紋押なつが行われ情報が取得される時点においており、肝心の利用・管理のあり方についてはほとんど問題とされていない。

指紋押なつ制度の現代的問題は、指紋というそれ自体は秘匿性の低い情報を取得されることではなく、情報システム内で指紋がどのように管理・保管されるのかにあるはずであるが、本判決は合憲性審査を、指紋押なつ時という情報の取得場面のみ集中させた⁴⁹⁾。

山本龍彦は、本判決における最高裁のとるような情報の取得、それに引き続く保存、あるいは利用・分析といった情報処理の一連の過程の中で、情報取得時のインパクトを重視し、もっぱら情報取得の正当化に神経を集中させるというようなアプローチを「取得時中心主義」と呼び⁵⁰⁾、このようなアプローチでは、近年の高度情報技術の発展によってもたらされたデータベースにおいて、自分の情報がどのように保存され、どのように利用されるのかが正確に知ることができない、という現代的なプライバシー侵害のおそれに対応できないことを指摘する⁵¹⁾。さらに、取得時中心主義がとられている理由として、警察などの行政がプライバシー権を「私事を他者にさらされないこと」というような伝統的なプライバシー権として捉えているためである⁵²⁾、と指摘している。このような状況は、アメリカにおいてプライバシーを秘密の暴露として捉える「秘匿パラダイム」の問題と似ているということができよう。その意味で日本におけるプライバシー権の理解はアメリカにおけるそれに近いものといえることができる。

しかし、このような中で、2008年の住基ネット最高裁判決⁵³⁾は、新たなプライバシーの理解を一定程度示した判決として注目された。本件では、住基ネットにより個人情報を収集、管理または利用することの合憲性が争われた。

最高裁は、「憲法13条は、国民の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する」としたうえで、「住基ネットによって管理・利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別および住所から成る4情報に、住民票コード及び変更情報を加えたものにす

ぎ」ず、「これらはいずれも、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない」。また、「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲で行われているもの」で、「住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はないこと、受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること、住基法は、……本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていることなどに照らせば、住基ネットにシステム技術上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずには又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない」。さらに、「データマッチングは本人確認情報の目的外利用に当たり、それ自体が懲戒処分の対象となるほか、データマッチングを行う目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する行為は刑罰の対象となり、さらに、秘密に属する個人情報を保有する行政機関の職員等が、正当な理由なくこれを他の行政機関等に提供してデータマッチングを可能にするような行為も刑罰をもって禁止されていること、現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって……具体的な危険が生じているということとはできない。」とし、最後に行政機関が住基ネットにより住民の本人確認情報を管理、利用等する行為は、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできず、……憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではない」と判示した。

本判決は、憲法13条により保障される自由を「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」と捉え、住基ネットがそれらの自由を侵害するものではない、と結論付けた部分だけを見ると新味はなく⁵⁴⁾、憲法13条の権利の範囲を狭く絞り、限定された視角から住基ネットの合憲性を判断したに過ぎない⁵⁵⁾ というようにも読める。しかし、住基ネットの情報の登録や接続の瞬間のような個別具体的な処理のみに着目するのではなく、住基ネットのシステム構造全体に目を向け、情報が適切に利用されるか、というようなシステムの堅牢性や健全性を審査している点が注目に値する⁵⁶⁾。山本龍彦は、このような審査を「構

造審査」と呼び、裁判所がデータベース問題に正面から向きあおうとするものであるとして肯定的に評価をしている。また、目的外利用に対する法律による近視が強調されている点から、情報自己決定権に向けた発展の萌芽を指摘する見解もある⁵⁷⁾。

以上のように、日本におけるプライバシーに関する判例は、自己情報コントロール権的、あるいはシステム構造全体の健全性に関する審査だったり、情報がどのように利用されるのかという点に目を向けたドイツの情報自己決定権にも似たような発想ともいえるプライバシー保護に積極的な判例が出てきている一方で、アメリカにおける「秘匿パラダイム」のように、情報の取得の時点にのみ目を向け、その結果プライバシーの保護に消極的になっている判例も入り混じっている状態であるということができるだろう。

それでは、監視カメラをめぐる問題に焦点を定めた場合にはどうなるのであろうか。

Ⅲ 監視カメラに対する法的規制

以上のプライバシーの概念に関するそれぞれの議論を踏まえ、警察の設置する監視カメラがどの程度許容されるべきなのかを具体的に検討することとしたい。

アメリカとドイツおよびそれらに影響を受けて発展してきた日本のプライバシー権についての判例、学説を見ることで、プライバシーが侵害される一連の過程の中で、情報の取得に注目するアプローチと、情報がどのように管理・利用されるのかに注目するアプローチが存在することが明らかとなったが、監視カメラによるプライバシー侵害について考える場合においてもこれらの二つのアプローチのそれぞれから考察することが有用であるように思われる。

そのため、まず情報の取得という観点から、公道における撮影はどの程度許されるのか、という問題を検討する。

次に、情報の管理・利用という観点から、撮影したデータを録画することの是非、どのように情報を管理すべきかという問題を検討することとしたい。

1 情報の取得について

(1) 公共空間におけるプライバシー

そもそも、公共空間において、人はプライバシーを有しているといえるのか。たしかに、自宅の中にいる姿を見られない、というような場合と公道に出た姿を人に見られない、というのは同様に考えることはできないものということではある。しかし、プライバシー権は、その秘匿性ととも、プールの殺菌シャワーのように「公共空間」の手前で洗い流されなければならない、「公共空間」に入った以上は、各人のありさまはそれぞれが「公共の関心事」として互いの、さらには公権力による監視を受忍しなければならない⁵⁸⁾と考えるのは決して妥当ではない。そのため、どの程度までプライバシーを有することができるか、という調整が問題になる。判例はこの問題にどのように答えてきたのか。

(2) アメリカ

アメリカにおいては、上記の Katz 判決⁵⁹⁾の基準にならい、公道のような「公共空間」において「プライバシーの合理的期待」が認められるか、が問われることになる。

同判決は、「人が意識的に公衆の目にさらしたことは、修正4条の保護対象ではない」と述べており、これを援用し公共空間ではプライバシーの合理的期待はおおよそ認められない、とする見解が有力であった⁶⁰⁾。

公共空間におけるプライバシーについての、連邦最高裁の考えを一定程度示したのが、無線発信装置であるビーバーの使用の是非が争われた、United States v. Knotts 判決である。

同判決において連邦最高裁は、「公道を自動車で行中の者は、ある場所からほかの場所への移動についてプライバシーの合理的期待はおおよそ認められない」とした。

先述のように、「秘匿パラダイム」のもとではプライバシーの侵害は、秘密が開示されることが重要となり、公共空間のような秘匿性の失われた空間においてはプライバシーの合理的期待は認められないことになる。

実際、その後の写真撮影などをめぐるいくつかの判例⁶¹⁾を見ても、現実には争われているのは、公共空間から私的空間という秘匿性の高い空間を撮影することは許されるか、という問題であった。つまり、公道にいる姿を撮影するといった

ような場合には、修正4条の問題はおよそ生じないと考えていると思われる⁶²⁾⁶³⁾。

しかし、同判決は、このような捜査手法で「あらゆる市民に対する24時間サーベイランスが、司法の認識や監督なく可能となるか」について、「裁判所の監督なしに一日中監視が行われるような『地引網型』の捜索が行われる場合には、別途の合憲性の問題が生じうる」とし、公共空間においてもプライバシーが保護されうる可能性を示唆している⁶⁴⁾。

(3) ドイツ

情報自己決定権というプライバシー侵害をその利用可能性の側面に焦点を置く観点からプライバシーを理解するドイツにおいては、公共空間におけるプライバシーという問題はどのように扱われてきたか。

レーゲンスブルク市が公共の広場に設置したモニュメントを保護するために設置した監視カメラの合憲性が争われたレーゲンスブルク決定⁶⁵⁾では、監視の対象が住居のような私的空間ではなく、公道や公園等の公共空間であることに関して、「公共空間における行動が捕捉されたにすぎないという理由で基本権侵害性が否定されるものではない」というように判示している。情報自己決定権に対する侵害を問題とする限り、公共空間における行動やいったん公共に提供した情報に関しても、憲法上の保護が成立・存続するのは当然である、と考えることができるだろう⁶⁶⁾。

(4) 日本

それでは、日本においてまず、公道上の写真撮影はどのように議論されてきたか。現行法上、写真撮影に関しては刑事訴訟法218条3項⁶⁷⁾が身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影についての規定があるのみで、公道上での写真撮影は特別な根拠規定なく行われている。

しかし、だからといって撮影の一切が警察の裁量に委ねられているわけではなく、裁判所は様々な方法で限界を画してきた。

公道上での写真撮影に関する最初のリーディングケースと考えることができるのが、先述の京都府学連事件判決⁶⁸⁾である。

同判決は、先述のように「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」とし、「警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の

趣旨に反し、許されない」とするが、「右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、……警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうるものといわなければならない。」として写真撮影が限定的に許される場合があることを示した。

そして、許容されるための具体的な要件として、「現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもって行なわれるときである」とし、

- ① 現行犯ないし準現行犯状況の存在
- ② 証拠保全の必要性および緊急性の存在
- ③ 撮影が一般的に許容されうる限度を超えない相当な方法をもって行われること

という3つの要件の充足が必要である、という基準を示した。

このうち①の現行犯の状況という要件を満たさない場合に関して、犯罪捜査のために公道上を歩く被疑者の容ぼう等を撮影したことの違法性が争われた事案⁶⁹⁾で、最高裁は、京都府学連判決について、「警察官による人の容ぼう等の撮影が、現に犯罪が行われ又は行われた後間がないと認められる場合のほかは許されないという趣旨まで判示したものではない。」とした。この決定によれば、捜査の必要性があるときは、犯罪発生前の写真撮影も許されることになり、広範な写真撮影が認められることになる。

以上のような警察官による個別の撮影の場合と異なり、事前に設置された監視カメラによる撮影については、特別の考慮が必要であるように思われる。しかし、自動速度監視装置（オービス）の合憲性が争われた事件⁷⁰⁾において、「自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものであるから、憲法13条に違反」しない、としており、京都府学連判決をそのまま踏襲している。

また、監視カメラに類似するものとして、Nシステムをめぐる問題がある。走行中の自動車のナンバーを自動で読み取る自動車ナンバー自動読み取りシステム（通称Nシステム）が開発され、全国の公道に設置されたが、Nシステムが車両

を撮影することによって、肖像権や自己情報コントロール権が侵害されるとしていくつかの訴訟が起こされた。

平成13年の第1次訴訟の地裁判決⁷¹⁾では、東京地裁は、「Nシステムによって自動車による移動自体は何ら制約されるものではなく、これによって取得される情報・保有・利用される情報は、公道上の特定の地点を一定方向に向けて通過したとの情報にとどまる。自動車の所有者は、法によって車両ナンバープレート取り付けが義務付けられており、車両のナンバー及びその車両が公道上の特定の地点を一定方向に向けて通過したとの情報は警察等の公権力に対して秘匿されるべき情報とはいえ、警察がこの情報を取得・保有・利用しても直ちに個人の私生活上の自由を侵害するものとは解されない。Nシステムによる情報収集の目的は自動車使用犯罪の犯人の検挙であり、正当といえ、記録されたデータは一定期間の保存後は消去されることになっており、長期間にわたって大量に集積される仕組みとはなっていない。Nシステムは正当な目的を逸脱して国民の私生活上の行動に対する監視が問題となるほど緊密に張り巡らされているわけではない。」とし、合憲と判断している。

その後の第2次訴訟でも、第1次訴訟と同じく合憲と判断しているが、控訴審⁷²⁾において原告が同様のシステムを違憲としたドイツ連邦憲法裁判所の判決⁷³⁾を援用し、具体的な法律上の根拠がないためにNシステムは違憲であると主張した点が注目された。

このようなドイツ連邦憲法裁判所の判決について、東京高裁は、「本件に直接関係するものではないが、念のため、その判示に関連付けて、Nシステムの合憲性につき検討する」としたうえで、「ドイツ連邦憲法裁判所は、そのような公権力の行使は法律の定めに基づくことを要しているが、我が国においては、警察は、警察法2条1項の規定により、強制力を伴わない限り犯罪捜査に必要な諸活動を行うことが許されていると解されるのであり、上記のような態様で公道上において何人でも確認しうる車両データを収集し、これを利用することは、適法に行い得る（最決昭和55年9月22日刑集34巻5号272頁等参照）。」と判示した。

これらの判決は、取得された情報が、公道上を走る車両のナンバープレートという秘匿性の低い情報である。そして、そのことを理由にプライバシー侵害の否定と、特別の法律上の根拠なくNシステムを設置できるという結論を導いているように見える。このことは、プライバシーの合理的期待を指標とするアメリカ

型の考え方と親和的である。それでは、日本においても、アメリカのように公道上においてはほとんどプライバシー権は認められないということになるのであろうか。

そのことに関して、地裁レベルではあるが、大阪の釜ヶ崎に警察によって設置された複数の監視カメラが問題となった事案⁷⁴⁾において、大阪地裁は以下のように判示していることが注目される。

「プライバシーの利益は、……他人がみだりに個人に関する情報を取得すること等を許さないことによってもたらされる人格的利益であるから、道路や公園などの公開された場所では、居宅内などの閉鎖空間における無防備な状態とは異なり、誰に見られるかもわからない状態に身を委ねることを前提として、人はその状況に応じて振る舞うなど、自ら発信すべき情報をコントロールできるから、その意味では、その存在自体を見られることにより影響されるプライバシーは縮小されているといえる。

しかし、公道においても、通常は、偶然かつ一過性の視線にさらされるだけであり、特別な事情もないのに、継続的に監視されたり、尾行されることを予測して行動しているものではないのであって、その意味で、人は一歩外に出るとすべてのプライバシーを放棄したと考えるのは相当でない。」

公道のような公共空間において人が甘受しているのは「偶然かつ一過性の視線」にさらされることのみであり、継続的な監視（目的的で継続的な視線⁷⁵⁾にさらされないプライバシーは有している、としている。つまり、公共空間においてプライバシーはたしかに縮小はされるものの、すべてが失われるわけではないとされる。裁判例ではあるが、公共空間においても人がプライバシーを有することを明示的に認めている点が注目に値する。

以上のことから判例は、公道上による容姿などの情報、指紋情報のように秘匿性の低い情報と捉えており、その取得に関しては原則として緩やかな審査のみが適用されているように思われる。

しかしながら、だからといってそのような審査のみで監視カメラによる監視活

動がすべて合憲とされてしまうと、現代のデータバンク社会の問題に対応することはできなくなってしまうだろう。

そのため、監視カメラに関しても、システム全体の構造はどのようなものかといったような、取得された情報がどのように利用されるかという面からのアプローチが非常に重要なものとなる。

2 情報の管理・利用について

(1) 情報自己決定権論

国籍調査判決で「自動データ処理の下では、『些細』なデータはもはや存在しない」とする説示の下、打ち出された情報自己決定権の保障は、先述のように公道上の容ぼうのような秘匿性の低い情報にも及ぶことになる。つまり、あらゆる個人情報の収集は情報自己決定権の「侵害」とみなされることになる。そして、情報自己決定権の侵害は個人情報の収集段階だけではなく、情報の利用の段階でも発生する。国勢調査判決は、「データの利用は、法律で特定された目的に限定される。データの自動処理がもたらす危険にかんがみれば、他への提供禁止および利用禁止を通じて、目的外使用に対する保護を行うことが必要である」と説示していた⁷⁶⁾。情報の利用の問題は、法律に定められた利用目的が明確なものといえるかという規範明確性の要請と、法律に定められた利用目的から逸脱していないかという目的拘束の原則が重要な争点となる。

国勢調査判決においては、実際にどの程度までの明確性があればこの原則に反しないと見えるか、という問題があった⁷⁷⁾が、監視カメラをめぐる問題においてはどの程度の明確性が求められてきたのであろうか。

レーゲンスブルク決定⁷⁸⁾では情報自己決定権の侵害について、「本人がその措置の原因を与えたのかどうか、その原因がどのようなものであったのかもまた重要である。……極めて多くの者に向けられた嫌疑なき侵害は、……原則として重大な侵害である。」とし、設置されたカメラによる監視は、「自らは監視されるべき原因を作り出していない者に対して行われる」ため、重大な侵害に当たるとした。そのうえで、監視カメラ設置の根拠法となっていた、国の官庁によるデータ収集に関する一般的な規律を定めるバイエルン州データ保護法16条1項、17条1項について、「この根拠によっては、いかなる機会に、いかなる目的で、いかなる方法で自身に対する情報が収集されるのかについて、予見することができな

い。」ため、明確性の要請を満たさず、ビデオカメラの設置を違憲であるとした。

Nシステム類品の自動車ナンバー読み取り装置の合憲性が争われた事件⁷⁹⁾においても、「違法な行為を行うなど、当事者が取得の原因を作り出したのか、それとも原因を与えておらず、したがって實際上、全ての者が当事者となりうるのか」も重要であり、「自己の行動によって侵害の原因を作り出したのではない者に対する情報の収集は、原則として原因のあるものに対する情報の収集よりも密度の高い侵害である。」と捉え、読み取り装置の根拠とされたヘッセン州法14条5項は、「法律による授權の特定性および明確性という要請を充足していない」ため、違憲であるとした。

本件では、読み取り装置を授權する法律自体は存在したが、その規定の仕方が不十分であったために違憲であるとされている。これに照らせば、組織法の警察法2条1項のみを根拠規定とする上述の日本のNシステムは当然に違憲となるであろう⁸⁰⁾。

公道における容ぼうのような秘匿性の低い情報を、利用目的の拘束、組織的・手続的予防措置という手法でその利用方法の側面から保護する情報自己決定権の発想は監視カメラの統制に非常に有益といえる。しかしながら、日本とドイツの判例におけるプライバシーの理解には大きな差があり、このような発想を取り入れていくには未だ時間がかかると思われる。

(2) 情報プライバシー権の再構築

プライバシー権の議論が遅れてきたとされるアメリカにおいては、近年情報プライバシー権を再検討する議論が進められている。

ソロヴ等の議論は、伝統的な「秘匿パラダイム」や自己決定権とのつながりを遮断し、情報プライバシー権に固有の保護領域を開拓しようとする点に大きな特徴がある⁸¹⁾。

ソロヴは、プライバシーの多様性にかんがみ、侵害となる活動を、①情報収集、②情報処理、③情報拡散、④侵襲の4つに類型化し、このうち①情報収集の形態を、監視と尋問に、②情報処理の形態を、集約、同定、非セキュリティ状態、二次利用、排除に分類する⁸²⁾。ビデオによる監視はこのうち、監視と、集約に大きくかわる問題である。そして監視は、それがたとえ公共空間で行われた場合

でも個人の行動に委縮効果をもたらすこと⁸³⁾、集約は、散らばった情報の断片が予期せぬ方法で組み合わせられ、従来だったら知ることのできない事実を明らかにする危険性があるということ⁸⁴⁾が指摘される。

そのうえで、監視カメラの規制として、①説明責任と透明性、②濫用に対する強力な罰則、③データの削除、④終わりの見えない展開の防止（目的外利用の禁止）、⑤言論の保護というガイドラインを提案している⁸⁵⁾。このような日本における先述の住基ネット訴訟最高裁判決における構造審査と類似の、組織法的・構造的考察を主な焦点とする発想は、アメリカにおいても一定の評価を得ているが、そのような構造のあり方に関して裁判所は審査能力を有するののかという問題や⁸⁶⁾、構造上の問題を個人の権利に対する侵害と捉えることはできるかという問題⁸⁷⁾を抱えている。

（3）GPS 捜査判決の示唆

警察が無令状で自動車等にGPS端末を取り付け、長期間にわたり位置情報を取得する捜査を行っていたことが違法であると判断されたGPS捜査判決は、今後のプライバシー権のあり方を左右しうる興味深い判示をしているため、最後に取り上げることにする。

最高裁は、「GPS捜査は、対象車両の時々刻々の位置情報を検索し、把握すべく行われるものであるが、その性質上、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする。このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うものというべきである。」としたうえで、「GPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分当たる……とともに、一般的には、……令状がなければ行うことのできない処分と解すべきである。」として、その強制処分性を認めた。

最高裁が、「個人のプライバシーを侵害し得る」要素として、①「個人のプラ

イバシーが強く保護されるべき場所や空間」に関わる位置情報の把握と、②個人の行動の継続的・網羅的把握を挙げている。さらに、「個人の所持品」への GPS 端末の取り付けという点も踏まえうえて、強制処分性という結論を導いている⁸⁸⁾。

個人の行動の継続的・網羅的把握という、情報プライバシー権、情報自己決定権の発想に近い要素と、私的領域・個人の所持品への侵入というアメリカの「侵入法理」や、「秘匿パラダイム」のような発想に立つ要素が混ざりあった形となっており、どちらを重視するかによって、本判決のおよぶ射程は変わりうる。前者の要素を重視するのであれば、今後判例におけるプライバシー理解が大きく発展する可能性を秘めている、といえるかもしれない。

今後の判例の展開が待たれる。

IV おわりに

プライバシー権についてアメリカとドイツの議論を比較しつつ、日本における議論を確認することで、日本のプライバシー権論の現状を検討し、監視カメラへの規制のあり方を考察してきた。たしかに、現状では監視カメラで撮影される公道上の容ぼうのような情報の保護に対して日本の裁判所は消極的と言わざるを得ない。しかし、住基ネット判決や GPS 捜査判決のようにプライバシー保護に積極的であり多くの示唆をもたらす判決も下されるようになってきている。そもそも、プライバシーという概念は多義的なものであり、時代に即してより相応しい形を考えていく必要がある。ドイツにおける情報自己決定権論や、アメリカにおける新たな情報プライバシー権論などを参照しつつ、より一層の議論の発展および、判例の進展が望まれる。

- 1) 最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁。
- 2) 訳は松井茂記『アメリカ憲法入門（第7版）』（有斐閣・2012年）442頁を参照。
- 3) *Olmstead v. United States*, 277 U.S. 438 (1928).
- 4) 山本龍彦「アメリカにおける対テロ戦略と情報プライバシー」大沢秀介・小山剛編『自由と安全—各国の理論と実務』（尚学社・2009年）142頁。
- 5) 佐伯仁志「プライバシーと名誉の保護（3）」法学協会雑誌第101巻9号（1980年）90頁以下、104頁。
- 6) *Katz v. United States*, 389, U.S. 347 (1967).

- 7) 星周一郎『防犯カメラと刑事手続』（弘文堂・2012年）124頁。
- 8) Smith v. Maryland, 442, U.S. 735 (1979).
- 9) 山本前掲注4) 145頁。
- 10) ダニエル・J・ソローヴ（大谷卓史訳）『プライバシーの新理論—概念と法の再考』（みすず書房・2013年）89頁。
- 11) 山本前掲注4) 151頁。
- 12) ソローヴ前掲注10) 199頁。
- 13) William J. Stuntz, O.J. Simpson, Bill Clinton, and the Transsubstantive Fourth Amendment, 114 Harv. L. Rev. 842, 857 (2001).
- 14) ソローヴ前掲注10) 32頁。
- 15) Whalen v. Roe, 429 U.S. 589 (1977).
- 16) いかなる州も法の適正手続き無しに個人の生命、自由あるいは財産を奪ってはならない。訳は前掲注2)、444頁を参照。
- 17) 大林啓吾「アメリカにおける情報プライバシー権の法理」千葉大学法学論集第27巻第4号（2013年）2頁。
- 18) BVerfGE 65, 1.
- 19) 判決文の訳は、高橋和広「情報自己決定権論に関する一考察」六甲台論集法学政治学篇第59巻1号（2012年）77-103頁、松本和彦『基本権保障の憲法理論』（大阪大学出版会・2001年）96-167頁を参照した。
- 20) 高橋前掲注19) 89頁。
- 21) 松本前掲注19) 152頁。
- 22) 小山剛「単純個人情報の憲法上の保護」論究ジュリスト1号（2012年）118頁以下、121頁。
- 23) 高橋前掲注19) 90頁。
- 24) 小山剛「なぜ『情報自己決定権』か」全国憲法研究会編『日本国憲法の継承と発展』（三省堂・2015年）320頁以下、323頁。
- 25) 松本前掲注19) 165頁。
- 26) 松本前掲注19) 166頁。
- 27) 松本前掲注19) 167頁。
- 28) 玉蟲由樹「ドイツにおける情報自己決定権について」上智法学論集第42巻1号（1998）115頁以下、116頁。
- 29) 松本前掲注19) 134頁。
- 30) 山本前掲注4) 141頁。
- 31) 藤原静雄「国家による個人の把握と行政法理論」公法研究第75号（2013年）23頁以下、34頁。
- 32) 東京地判昭和39年9月28日下民集15巻9号2317頁。
- 33) 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂・2011年）182頁。
- 34) 樋口陽一他『注釈日本国憲法（上巻）』（青林書院・1983年）294頁【佐藤幸治】。
- 35) 佐藤幸治『憲法（第3版）』（青林書院・1995年）454頁。

- 36) 佐藤前掲注35) 455頁。
- 37) 自己情報コントロール権において外延情報の取り扱いは必ずしも明確ではないが、原則として固有情報が対象であり、外延情報は例外的に対象となるものと解されている。村上康二郎『現代情報化社会におけるプライバシー・個人情報の保護』(日本評論社・2017年) 25頁。
- 38) 辻村みよ子『憲法(第4版)』(日本評論社・2012年) 159頁。
- 39) 小山剛「自衛隊情報保全事件控訴審判決」判例時報2328号(2017年) 3頁以下、5頁。
- 40) 長谷部恭男『憲法学のフロンティア』(岩波書店・2013年) 112頁。
- 41) 山本龍彦「プライバシーの権利」ジュリスト1412号(2010年) 81-82頁。
- 42) 最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁。
- 43) 實原隆志「判批」長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選I(第6版)』(2013年)、40頁。
- 44) 最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁。
- 45) 安西文雄他『憲法学読本(第2版)』(有斐閣・2014年) 91頁【巻美矢紀】。
- 46) 最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁。
- 47) 棟居快行他「《座談会》プライバシーをめぐる今日の状況とプライバシー理論の現在」法律時報78巻4号(2006年) 15頁【山野目章夫発言】。
- 48) 最判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁。
- 49) 山本前掲注41) 86頁。
- 50) 山本龍彦「警察による情報の収集・保存と憲法」警察学論集63巻8号(2010年) 111頁以下、112頁。さらに、山本はその他の取得時中心主義の典型的例として、DNA型情報データベースの存在を指摘する。そこでは、DNAの「採取」手続の法的正当性に議論が集中し、その長期的な保存・検索・利用等の法的正当性に強い関心が寄せられることはなかった。同「監視捜査における情報取得行為の意味」法律時報87巻5号(2015年) 60頁。
- 51) 山本龍彦「データベース社会におけるプライバシーと個人情報保護」公法研究75号(2013年) 90頁以下、91-93頁。
- 52) 山本前掲注50) 118頁。
- 53) 最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁
- 54) 山本前掲注41) 86頁。
- 55) 松本和彦「判批」セレクト2008法学教室342号別冊付録(2009年) 4頁。
- 56) 山本前掲注51) 95頁。
- 57) 小山前掲注22) 119頁
- 58) 棟居快行「公共空間とプライバシー」長谷部恭男他編『岩波講座憲法2・人権論の新展開』(岩波書店・2007年) 193頁以下、198頁。
- 59) Katz v. United States, 389, U.S. 347. (1967).
- 60) 星前掲注7) 125頁。
- 61) California v. Ciraolo, 476 U.S. 207 (1986), Dow Chemical Co v. United States, 476

- U.S. 227 (1986), Florida v. Riley, 488 U.S. 445 (1989), United States v. Cuevas-Sanchez, 821 F.2d 248 (5th Cir. 1987) など。
- 62) 星前掲注7) 135頁 アメリカ連邦検査官マニュアル (USAM) 32条参照。
 - 63) このように修正4条によって保護されるのは私的領域のみであるということ、尾崎は「公私区分論」と呼ぶ。尾崎愛美「GPS監視と侵入法理・情報プライバシー：アメリカ法からのアプローチ」季刊刑事弁護89号(2017年)103頁以下、104頁。
 - 64) 尾崎前掲注63) 104頁。
 - 65) BverfG, 1BVR 2386/06 vom 23.2.2007.
 - 66) 小山剛「監視国家と法治国家」ジュリスト1356号(2008年)48頁以下、50頁。
 - 67) 刑事訴訟法218条3項 身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、前項の令状によることを要しない。
 - 68) 最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁。
 - 69) 最決平成20年4月15日刑集62巻5号1398頁。
 - 70) 最判昭和61年2月14日刑集40巻1号48頁。
 - 71) 東京地判平成13年2月6日判時1748号144頁。
 - 72) 東京高判平成21年1月29日判タ1295号193頁。
 - 73) BVerfGE120,378. 本件について詳しくは後述する。
 - 74) 大阪地判平成6年4月27日判時1515号116頁。
 - 75) 駒村圭吾「『視線の権力性』に関する覚書」慶應義塾大学法学部編『慶應の法律学：慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集公法1』(2008年)283頁以下、292頁。
 - 76) 小山剛「『監視社会』の基本権問題」法律時報編集部編『新たな監視社会と市民的自由の現在』(2006年)7頁以下、8頁。
 - 77) 松本前掲注19) 155頁。
 - 78) BVerfG, 1 BvR 2386/06 vom 23.2.2007. 訳は小山剛「『安全』と情報自己決定権」法律時報82巻2号(2010年)99-105頁を参照した。
 - 79) BVerfGE 120, 378. 判決文の訳は、實原隆志「ドイツ—N システム判決」小山他編『自由と安全』(尚学社・2009年)274-287頁を参照した。
 - 80) 小山前掲注24) 322頁。
 - 81) 山本前掲注4) 158頁
 - 82) 尾崎愛美「装着型GPS捜査とプライバシー」法学政治学論究第111号(2016年)39頁以下、44頁。
 - 83) ソローヴ前掲注10) 152-154頁。
 - 84) ソローヴ前掲注10) 163頁。
 - 85) ダニエル・J・ソロブ『プライバシーなんていらない!?—情報社会における自由と安全』(勁草書房・2017年)203-204頁。
 - 86) 山本龍彦「警察による情報保管・データベース化の「法律」的統制について」大沢秀介・佐久間修・荻野徹編『社会の安全と法』(立花書房・2013年)263頁以

50 法律学研究59号(2018)

下、281頁。

87) 山本前掲注51) 98頁。

88) 山本龍彦「GPS 捜査違法判決というアポリア？」論究ジュリスト22号(2017年)
148頁以下、149-150頁。